

業務指示書

ベトナム国下水道計画・実施能力強化支援プロジェクト

第1 指示書の適用

本指示書は独立行政法人国際協力機構(JICA)が実施する標記業務のうち、民間コンサルタント等(以下「コンサルタント」という。)に実施を委託する業務に関する内容を示すものです。コンサルタントは、この業務指示書及び貸与された資料に基づき、本件業務に係るプロポーザル等を機構に提出するものとします。

なお、本指示書の第2「業務の目的・内容に関する事項」、第3「業務実施上の条件」は、この内容に基づき、コンサルタントがその一部を補足又は改善し、プロポーザルを提出することを妨げるものではありません。

本指示書に係る質問期限：2017年5月9日 12時 まで

問合せ先：調達部 契約第一課 小峰 雪代 Komine.Yukiyo@jica.go.jp

質問に対する回答：2017年5月12日 までに機構ホームページ上に行います。

第2 業務の目的・内容に関する事項-----別紙のとおり

第3 業務実施上の条件-----別紙のとおり

第4 競争上の条件

1 競争参加資格要件

(1) 以下のいずれかに該当する者は、JICA契約事務取扱細則(平成15年細則(調)第8号)第4条に基づき、競争参加資格を認めません。また、共同企業体の構成員や入札の代理人となること、契約の下請負人(補強を含む。)となることも認めません。プロポーザル提出時に何らかの文書の提出を求めているものではありませんが、必要に応じ、契約交渉の際に確認させていただきます。

1) 破産手続き開始の決定を受けて復権を得ない者

具体的には、会社更生法(平成14年法律第154号)又は民事再生法(平成11年法律第225号)の適用の申し立てを行い、更生計画又は再生計画が発効していない法人をいいます。

2) 「独立行政法人国際協力機構反社会的勢力への対応に関する規程」(平成24年規程(総)第25号)第2条第1項の各号に掲げる者

具体的には、反社会的勢力、暴力団、暴力団員、暴力団員等、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロ、特殊知能暴力集団等を指します。

3) 「独立行政法人国際協力機構契約競争参加資格停止措置規程」(平成20年規程(調)第42号)に基づく契約競争参加資格停止措置を受けている者

具体的には、以下のとおり取り扱います。

① 競争開始日(プロポーザル等の提出締切日)に措置期間中である場合、競争への参加を認めない。

② 競争開始日(プロポーザル等の提出締切日)の翌日以降から、契約相手確定日(契約交渉順位決定日)までに措置が開始される場合、競争から排除する。

③ 契約相手確定日(契約交渉順位決定日)の翌日以降に措置が開始される場合、競争から排除しない。

④ 競争開始日(プロポーザル等の提出締切日)以前に措置が終了している場合、競争への参加を認める。

(2) JICA契約事務取扱細則第5条に基づき、以下の資格要件を追加して定めます。共同企業体の構成員についても、以下の資格要件を求めます。

1) 全省庁統一資格

平成28・29・30年度全省庁統一資格を有すること。同資格を有していない場合は機構の「簡易審査」を受けていること。

「競争参加者資格審査」の詳細については、当機構ホームページ「調達情報」>「競争参加資格」(<http://www.jica.go.jp/announce/screening/index.html>)を参照のこと。

2) 日本登記法人

取引の安全性を確保するため、競争参加資格要件として、日本国における登記法人であることを求めています。しかしながら、独立行政法人国際協力機構法（平成14年法律第136号）第13条第1項第8号及び9号に基づき実施される業務であって、かつ、登記法人であることを求めることにより競争が著しく制限される等の可能性がある場合、これを求めない場合があります。

(各項目の()に○を付したものが、今回の指示内容です。)

(○) 日本国で施行されている法令に基づき登記されている法人（以下「本邦登記法人」という。）であること。

() 法人格を有すること（本邦登記法人であることを求めない。ただし、本邦登記法人でない場合には、契約交渉に際し、本邦外における登記簿写しの提出を求めることがあります）。

3) 利益相反の排除

利益相反を排除するため、本件業務のTOR (Terms of Reference) を実質的に作成する業務を先に行った者、各種評価・調査業務を行う場合であって当該業務の対象となる業務を行った者、及びその他先に行われた業務等との関連で利益相反が生じると判断される者については、競争への参加を認めません。また、共同企業体の構成員や入札の代理人となること、契約の下請負人（補強を含む。）となることも認めません。

(各項目の()に○を付したものが、今回の指示内容です。)

() 以下の者については、競争への参加を認めません。

2 共同企業体の結成の可否

業務の規模が大きく、一社単独では望ましいレベルの業務従事者を確保することが困難であるか、又は業務の内容が広範にわたるため、業種又は分野ごと得意な社同士で共同企業体を結成することが望ましい案件について、競争を促進するために、必要最低限の範囲で共同企業体の結成を認める場合があります。

(各項目の()に○を付したものが、指示内容です。)

() 認めません。

() 認めます。

(○) 認めます。ただし業務主任者（総括）は、共同企業体の代表者の者とします。

() 者までの共同企業体の結成を認めます。ただし、業務主任者（総括）は、共同企業体の代表者の者とします。

注1) 資格停止期間中のコンサルタントは、構成員になれません。

注2) 共同企業体の結成にあたっては、結成届をプロポーザルに添付してください。

注3) 共同企業体構成員との再委託契約は認めません。

3 補強の可否

自社の経営者若しくは自社と雇用関係にある（原則、当該技術者の雇用保険や健康保険の事業主負担を行っている法人と当該技術者との関係をいう。複数の法人と雇用関係にある技術者の場合、主たる賃金を受ける雇用関係があるものをいう。）技術者を「専任の技術者」と称します。また、専任の技術者以外の業務従事者を「補強」と称します。

補強については、全業務従事者の4分の3までを目途として、配置を認めます。ただし、受注者が共同企業体である場合、共同企業体の代表者及び構成員ごとの業務従事者数の2分の1までを目途とします。なお、業務主任者については、補強の配置を制限する場合があります。

(各項目の()に○を付したものが、今回の指示内容です。)

業務主任者(総括)については補強を認めません。

業務主任者(総括)については補強を認めます。

注1) 共同企業体を結成する場合、その代表者または構成員となる社は他社の補強になることは認めません。

注2) 複数の社が同一の者を補強することは、これを妨げません。

注3) 業務管理グループ(第5の3参照)では、制度の主旨から補強を認めていないため、業務主任者が補強の場合には、副業務主任者(副総括)の配置が認められません。

注4) 評価対象業務従事者の補強にあたっては、同意書をプロポーザルに添付してください。

評価対象外業務従事者については、契約交渉時若しくは補強を確定する際に同意書を提出してください。

注5) 補強として参加している社との再委託契約は認めません。

注6) 通訳団員については、補強を認めます。

4 外国籍人材の活用

(各項目の()に○を付したものが、今回の指示内容です。)

外国籍人材の活用を認めます。

業務主任者を除き、外国籍人材の活用を認めます。ただし、当該業務全体の業務従事者数及び業務従事人月のそれぞれ2分の1を超えない範囲において認めます。

業務主任者を除き、外国籍人材の活用を認めます。ただし、当該業務全体の業務従事者数及び業務従事人月のそれぞれ4分の1を超えない範囲において認めます。

注) 外国籍人材とは以下に該当する人材とします。

・プロポーザルを提出する法人に在籍する外国籍の人材で、常用の雇用関係を有するもの又は嘱託契約を締結しているもの

・プロポーザルを提出する法人の外部からの補強として当該業務に従事させる外国籍の人材。

第5 プロポーザルに記載されるべき事項

1 コンサルタントの経験、能力等

(1) 類似業務の経験

(2) 業務実施上のバックアップ体制等

(3) その他参考となる情報

注) 類似業務：アジア地域における下水道事業にかかる各種業務

2 業務の実施方針等

(1) 業務実施の基本方針等

(2) 業務実施の方法

(3) 作業計画

(4) 要員計画

(5) 業務従事者毎の分担業務内容

- (6) 現地業務に必要な資機材
- (7) 実施設計・施工監理体制（無償資金協力を想定した協力準備調査の場合のみ）
- (8) その他

注1) (1) と (2) を併せた記載分量は、30 ページ以下としてください。

注2) (4) 要員計画について、評価対象外業務従事者の氏名及び所属先の記載は不要とし、契約交渉時、又は遅くとも各業務従事者の作業開始時期までに双方で打合簿により確定します。なお、評価対象外業務従事者についての補強や外国籍人材の活用等については、契約交渉時、もしくは業務実施過程において、業務指示書で定める制限が遵守されていることを確認します。

3 業務従事予定者の経験、能力等

業務にかかる総括責任者として、業務主任者（総括）を業務従事者の中から指名してください。なお、業務主任者に代えて、業務主任者と副業務主任者（副総括）を業務管理グループとして配置することを認める場合があります。

(1) 業務管理グループ

業務主任者と副業務主任者の配置計画を併せて業務管理グループを提案する場合、その配置の考え方、両者の役割分担等の考え方等について記載願います

(各項目の () に○を付したものが、指示内容です。)

() 業務管理グループ（副業務主任者の配置）を認めない。

(○) 業務管理グループ（副業務主任者の配置）を認める（ただし、副業務主任者を補強とすることは認めない）。副業務主任者は1名を上限とする。

業務管理グループを認める案件については、若手加点の対象にすることがあります。具体的には、業務管理グループとしてシニア（46歳以上）と若手（35～45歳）が組んで応募する場合、3点を加点します。

（「第9 プロポーザルの評価」参照） 本案件の取扱いについては、以下のとおり。

(○) 若手加点の対象とする。

() 若手加点の対象としない。

(2) 評価対象業務従事者の経験、能力等

【業務主任者（総括／下水道事業計画）】

（業務管理グループにおける副業務主任者（副総括）も同様の項目）

- 1) 類似業務の経験：下水道事業の組織運営等にかかる各種業務
- 2) 対象国又は同類似地域：ベトナム 及び東南アジアでの業務の経験
- 3) 語学力（語学は認定書（写）を添付）：英語
- 4) 業務主任者等としての経験
- 5) 学歴、職歴、取得学位、資格、研修受講実績等（照査技術者については必要資格の認定書（写）を必ず添付して下さい。）
- 6) 特記すべき類似業務の経験（類似職務経験を含む。）

【業務従事者：担当分野 下水道事業計画/ローカルリソース活用】

- 1) 類似業務の経験：下水道事業の組織運営等にかかる各種業務
- 2) 対象国又は同類似地域：ベトナム 及び東南アジアでの業務の経験
- 3) 語学力（語学は認定書（写）を添付）：英語
- 4) 学歴、職歴、取得学位、資格、研修受講実績等（照査技術者については必要資格の認定書（写）を必ず添付して下さい。）
- 5) 特記すべき類似業務の経験（類似職務経験を含む。）

【業務従事者：担当分野 下水道研修計画/業務調整】

- 1) 類似業務の経験：下水道事業の研修にかかる各種業務
- 2) 対象国又は同類似地域：ベトナム 及び東南アジアでの業務の経験
- 3) 語学力（語学は認定書（写）を添付）：英語
- 4) 学歴、職歴、取得学位、資格、研修受講実績等（照査技術者については必要資格の認定書（写）を必ず添付して下さい。）
- 5) 特記すべき類似業務の経験（類似職務経験を含む。）

第6 競争参加資格要件の確認及びプロポーザルの提出手続き

1 競争参加資格要件の確認

競争参加資格要件のうち、全省庁統一資格については、当機構ホームページ「調達情報」>「競争参加資格」（<http://www.jica.go.jp/announce/screening/index.html>）に示す資格確認手続きを行った上で通知される「整理番号」をプロポーザルに記載して頂くことにより、確認します。
その他の資格要件については、必要に応じ、契約交渉に際し、確認します。

2 プロポーザルの提出期限、提出場所等

- (1) 提出期限：2017年6月2日 12時
- (2) 提出方法：郵送又は持参（郵送の場合は、上記提出期限までに到着するものに限ります。）
- (3) 提出先・場所：
 - ・郵送の場合
〒102-8012
東京都千代田区二番町5番地25 二番町センタービル
独立行政法人国際協力機構 調達部
 - ・持参の場合
二番町センタービル1階調達部受付（調達カウンター）
- (4) 提出書類：プロポーザル 正1部 写5部
見積書 正1部 写1部（次項第7参照）
注）郵送の場合、「各種書類受領書」の提出は不要です。

3 プロポーザルの無効

次の各号のいずれかに該当するプロポーザルは無効とします。

- (1) 提出期限後にプロポーザルが提出されたとき
- (2) 提出されたプロポーザルに記名・押印がないとき
- (3) 同一提案者から2通以上のプロポーザルが提出されたとき
- (4) 競争参加資格要件を満たさない者がプロポーザルを提出したとき
- (5) 既に受注している案件、契約交渉中の案件及び選定結果未通知の案件と業務期間が重なって同一の業務従事者の配置が計画されているとき
- (6) 虚偽の内容が記載されているとき
- (7) 前各号に掲げるほか、本業務指示書又は参照すべきガイドライン等に違反したとき

第7 見積価格及び内訳書

本件業務を実施するのに必要な経費の見積り及びその内訳書正1部と写1部を密封して、プロポーザルとともに提出してください。見積書の作成に当たっては「コンサルタント等契約における見積書作成ガイドライン」を参照してください。

(URL：<http://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/quotation.html>)

(各項目の () に○を付したものが、指示内容です。)

(○) 契約全体が複数の契約期間に分かれるため、各期間分及び全体分の見積りをそれぞれに作成してください。

() 航空運賃については、安全対策上等の必要性に基づき、ZONE-PEX運賃 (エコノミークラス) 又は正規割引運賃 (ビジネスクラス) ではなく、認められるクラスの普通運賃を上限として見積もることを認めます。

なお、見積のうち下記については、別見積としてください。

- (1) 旅費 (航空賃)
- (2) 旅費 (その他: 戦争特約保険料)
- (3) 一般業務費のうち安全対策経費に分類されるもの
- (4) 直接経費のうち障害のある業務従事者に係る経費に分類されるもの
- (5) その他 (以下に記載の経費)

注) 外貨交換レートは以下のレートを使用して見積もってください。

(VND1 = 0.00493 円, US\$1 = 111.083 円, EUR1 = 円)

第8 プレゼンテーション

プロポーザルを評価する上で、より効果的かつ適切な評価を行うために、業務主任者等から業務の実施方針等についてプレゼンテーションを求める場合があります。

(各項目の () に○を付したものが、指示内容です。)

() プレゼンテーションは実施しません。

(○) プロポーザル評価の一環として、以下の要領でプレゼンテーションを行っていただきます。その際、

() 業務主任者がプレゼンテーションを行ってください。ただし、業務主任者以外に1名の出席を認めます。

(○) 業務主任者又は副業務主任者、若しくは両者が共同してプレゼンテーションを行ってください。

なお、業務主任者又は副業務主任者のみがプレゼンテーションを行う場合は、業務主任者又は副業務主任者以外に1名の出席を認めます。

(1) 実施時期: 6月8日(木) ~
(各社の時間は、プロポーザル提出後、別途指示します。)

(2) 実施場所: JICA本部 (麹町) 会議室

(3) 実施方法:

- 1) 一社あたり最大、プレゼンテーション10分、質疑応答15分とします。
- 2) プロジェクタ等機材を使用する場合は、コンサルタント等が準備するものとし、プロポーザル提出時、使用機材リストを調達部契約第一課・第二課まで報告するものとします。機材の設置に係る時間は、上記1)の「プレゼンテーション10分」に含まれます。
(以下、各項目の () に○を付したものが、指示内容です。)

() 上記(2)の実施場所以外からの出席を認めません。

(○) 海外在住・出張等で当日JICAへ来訪できない場合、下記の何れかの方法により上記(2)の実施場所以外からの出席を認めます。その際、a) 電話会議による出席を最優先としてください。実施日時は上記(1)で指定された日時です。

a) 電話会議

通常の電話のスピーカーオン機能による音声のみのプレゼンテーションを認めます。コンサルタント等からJICAが指定する電話番号に指定した日時に電話をしてください。通話にかかる費用は、コンサルタント等の負担とします。

b) Web会議システム (<http://jica.webex.com/>)

インターネット回線を用いてJICAが提供するWeb会議システムに接続します。接続先のURLや接続に係る初期設定については、調達部契約第一課・第二課より連絡します。

注) Skype等のIP通信サービスは利用できません。

c) テレビ会議システム

ISDN回線を用いてコンサルタント等からJICA-Netに接続します。テレビ会議システムの準備はコンサルタント等が行うものとし、接続にかかる費用は、コンサルタント等の負担とします。プロポーザル提出時に、接続先等（接続先名、ISDN番号、使用機器のメーカー名・銘柄、担当者のアドレス・電話番号）を調達部契約第一課・第二課まで報告するものとします。

注) JICA在外事務所のJICA-Netを使用しての出席は認めません。ただしJICA在外事務所主管案件の場合は、当該主管事務所からの出席を認めます。

第9 プロポーザルの評価

1 プロポーザルの評価基準

提出されたプロポーザルは、別紙の「プロポーザル評価表」に示す評価項目及びその配点に基づき評価（技術評価）を行います。評価の具体的な基準や評価に当たっての視点については、「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン」の別添資料1「プロポーザル評価の基準」及び別添資料2「コンサルタント等契約におけるプロポーザル評価の視点」を参照してください。

プロポーザル評価表の「3. 業務従事予定者の経験・能力」において評価対象となる業務従事者とその想定される業務従事人月数は以下のとおりです。

1) 評価対象とする業務従事者の担当分野

総括/下水道事業計画
下水道事業計画/ローカルリソース活用
下水道研修計画/業務調整

2) 評価対象とする業務従事者の予定人月数

30.70 M/M

技術評価の点が70点未満の評価となった場合は、失格となります。

なお、評価の確定に際しては、技術評価で70点以上の評価を得たプロポーザルを対象に、以下の2点について、加点・斟酌されますので、ご注意ください。

(1) 若手育成加点

業務管理グループを認める全案件（業務指示書にて総括を1号以上としている案件を除く。）においては、業務管理グループとしてシニア（46歳以上）と若手（35～45歳）が組んで応募する場合（どちらが総括でも可）、一律3点の加点（若手育成加点）を行います。なお、45歳以下でも上位格付認定により1号以上となる場合は「シニア」とみなし、「若手」と組んだ場合は加点対象とします。（年齢は当該年度（公示日の属する年度。再公示の場合は再公示日の属する年度。）4月1日時点での満年齢とします。）

若手加点制度の詳細については、「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン」の別添資料3「業務管理グループ制度と若手育成加点」を参照ください。

(2) 価格点

技術評価及び若手育成加点の結果、各プロポーザル提出者の評価点について第1順位と第2順位以下との差が僅少である場合に限り、第7により提出された見積価格を加味して交渉順位を決定します。

具体的には、技術評価点及び若手育成加点の合計の差が第1位の者の点数の2.5%以内であれば、見積価格が最も低い者に価格点として最大2.5点を加点し、その他の者に最低見積価格との差に応じた価格点を加点します。価格点の詳細については、「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン」の別添資料4「価格点の算出方法」を参照ください。

2 評価結果の通知

提出されたプロポーザルはJICAで評価・選考の上、2017年6月16日(金)までに評価を確定し、各プロポーザル提出者に契約交渉順位を通知します。

3 評価結果の公表

評価結果については、以下の項目を当機構ホームページに公開することとします。

(1) プロポーザルの提出者名

契約交渉順第1位の者の名称のみを公開し、第2位以下の者の名称は非公開とする。

(2) プロポーザルの提出者の評価点

以下の評価項目別小計及び合計点を公表する。基準点に達しないものについては、「基準下」とのみ記載する。

- ① コンサルタント等の法人としての経験・能力
- ② 業務の実施方針等
- ③ 業務従事予定者の経験・能力
- ④ 若手育成加点*
- ⑤ 価格点*

*④、⑤は該当する場合のみ

第10 その他

1 配布・貸与資料

JICAが配布・貸与した資料は、本件業務のプロポーザルを作成するためのみに使用することとし、複写又は他の目的のために転用等使用しないでください。

2 プロポーザルの報酬

プロポーザル及び見積書の作成、提出に対しては、報酬を支払いません。

3 プロポーザルの目的外不使用

プロポーザル及び見積書は、本件業務の契約交渉順位を決定し、また、契約交渉を行う目的以外に使用しません。

4 プロポーザルの返却

不採用となったプロポーザル(正)及び見積書(正)は、各プロポーザル提出者の要望があれば返却しますので選定結果通知後2週間以内に受け取りに来て下さい。また、不採用となったプロポーザルで提案された計画、手法は無断で使用しません。

5 虚偽のプロポーザル

プロポーザルに虚偽の記載をした場合には、プロポーザルを無効とするとともに、虚偽の記載をしたプロポーザル提出者に対して資格停止措置を行うことがあります。

6 プロポーザルの作成に当たっての資料

プロポーザルの作成にあたっての参考情報は以下のとおりです。

(1) 「プロポーザル作成ガイドライン」:

当機構ホームページ「調達情報」中「調達ガイドライン、様式>>調達ガイドライン コンサルタント等の調達 >コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン」

(URL: http://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/proposal_201211.html)

(ハードコピーでの販売・配布は行っておりません)。

(2) 業務実施契約に係る様式:

同上ホームページ「調達情報」中「調達ガイドライン、様式>様式 コンサルタント等の調達 業務実施契約」

(URL: http://www.jica.go.jp/announce/manual/form/consul_g/index_since_201404.html)

(3) 規程：

同上ホームページ「調達情報」中「調達ガイドライン、様式」規程」

(URL: <http://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/common/index.html>)

(4) 調達ガイドライン (コンサルタント等契約)：

同上ホームページ「調達情報」中「調達ガイドライン、様式」調達ガイドライン コンサルタント等の調達」

(URL: <http://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/index.html>)

7 密接な関係にあると考えられる法人との契約に関する情報公開について

契約先に関する以下の情報をJICAホームページ上で以下のとおり公表することとしますので、本内容に同意の上で、プロポーザルの提出及び契約の締結を行っていただきますようご理解をお願いいたします。なお、案件へのプロポーザルの提出及び契約の締結をもって、本件公表に同意されたものとみなさせていただきます。

(1) 公表の対象となる契約相手方取引先 (共同企業体を結成する場合は共同企業体の構成員を含む。)

次のいずれにも該当する契約相手方を対象とします。

ア. 当該契約の締結日において、JICAで役員を経験した者が再就職していること、又はJICAで課長相当職以上の職を経験した者が役員等(注)として再就職していること

注) 役員等とは、役員のほか、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、経営や業務運営について、助言することなどにより影響力を与え得ると認められる者を含みます。

イ. JICAとの間の取引高が総売上又は事業収入の3分の1以上を占めていること

(2) 公表する情報

契約ごとに、物品役務等の名称及び数量、契約締結日、契約相手方の氏名・住所、契約金額とあわせ、次に掲げる情報を公表します。

ア. 対象となる再就職者の人数、再就職先での現在の職名、JICAでの最終職名 (氏名は公表しない。)

イ. 契約相手方の直近の財務諸表におけるJICAとの取引高

ウ. 総売上高又は事業収入に占めるJICAとの間の取引割合

エ. 一者応札又は応募である場合はその旨

(3) JICAの役職員経験者の有無の確認日

(4) 情報の提供

契約締結日から1ヶ月以内に、所定の様式にて必要な情報を提供頂くことになります。

8 資金協力本体事業等への推薦・排除

本件業務に基づき実施される資金協力本体事業等については、利益相反の排除を目的として、本体事業等への参加が制限されます。また、無償資金協力を想定した協力準備調査については、本体事業の設計・施工監理 (調達管理を含む。) コンサルタントとして、機構が先方政府実施機関に推薦することとしています。

(以下、各項目の () に○を付したものが、指示内容です。)

() 本件業務は、無償資金協力事業を想定した協力準備調査に当たります。したがって、本件事業実施に際して、以下のとおり取り扱われます。

1. 本件業務の受注者は、本業務の結果に基づき当機構による無償資金協力が実施される場合は、設計・施工監理 (調達補助を含む。) コンサルタントとして、機構が先方政府実施機関に推薦します。ただし、受注者が無償資金協力を実施する交換公文 (E/N) に規定される日本法人であることを条件とします。

本件業務の競争に参加する者は、「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン」に示されている様式5 (日本法人確認調査) をプロポーザルに添付して提出してください。

ただし、同調査は本体事業の契約条件の有無を確認するもので、本件業務に対する競争参加の資格要件ではありません。

2. 本件業務の受注者 (JV構成員及び補強として業務従事者を提供している社の他、業務従事者個人を含む。) 及びその親会社/子会社等は、本業務 (協力準備調査) の結果に基づき当機構による無償資金協力が実施される場合は、設計・施工監理 (調達補助を含む。) 以外の役務及び財の調達から排除されます。

() 本件業務は、有償資金協力事業に係る詳細設計業務を含みます。したがって、本件業務の受注者（JV構成員及び補強として業務従事者を提供している社を含む。）及びその関連会社／系列会社（親会社／子会社等を含む。）は、本業務の結果に基づき当機構による有償資金協力が実施される場合は、施工監理（調達補助を含む。）以外の役務（審査、評価を含む。）及び材の調達から排除されます。

() 本件業務は、フォローアップ事業に係る詳細設計業務を含みます。したがって、本件業務の受注者（JV構成員及び補強として業務従事者を提供している社を含む。）及びその親会社／子会社等は、本業務の結果に基づき当機構がフォローアップ事業を実施する場合は、施工監理（調達補助を含む。）以外の役務及び材の調達から排除されます。

9 案件の延期又は中止について

治安の急変等により案件が延期又は中止になることがありますので、予めご留意ください。

以上

プロポーザル評価表
ベトナム国下水道計画・実施能力強化支援プロジェクト

評価項目	配点	
1. コンサルタント等の法人としての経験・能力	(10.00)	
(1) 類似業務の経験	6.00	
(2) 業務実施上のバックアップ体制等	4.00	
2. 業務の実施方針等	(30.00)	
(1) 業務実施の基本方針的的確性	12.00	
(2) 業務実施の方法の具体性、現実性等	12.00	
(3) 要員計画等の妥当性	6.00	
(4) その他（実施設計・施工監理体制）		
3. 業務従事予定者の経験・能力	(60.00)	
(1) 業務主任者の経験・能力/ 業務管理グループの評価	(30.00)	
	業務主任者 のみ	業務管理 グループ
①業務主任者の経験・能力 総括/下水道事業計画	(24.00)	(9.00)
ア) 類似業務の経験	9.00	4.00
イ) 対象国又は同類似地域での業務経験	3.00	1.00
ウ) 語学力	5.00	1.00
エ) 業務主任者等としての経験	5.00	2.00
オ) その他学位、資格等	2.00	1.00
②副業務主任者	(-)	(9.00)
カ) 類似業務の経験	-	4.00
キ) 対象国又は同類似地域での業務経験	-	1.00
ク) 語学力	-	1.00
ケ) 業務主任者等としての経験	-	2.00
コ) その他学位、資格等	-	1.00
③体制、プレゼンテーション	(6.00)	(12.00)
サ) 業務主任者等によるプレゼンテーション	6.00	6.00
シ) 業務管理体制	-	6.00
(2) 業務従事者の経験・能力： 下水道事業計画/ローカルリソース活用	(15.00)	
ア) 類似業務の経験	8.00	
イ) 対象国又は同類似地域での業務経験	2.00	
ウ) 語学力	3.00	
エ) その他学位、資格等	2.00	
(3) 業務従事者の経験・能力： 下水道研修計画/業務調整	(15.00)	
ア) 類似業務の経験	8.00	
イ) 対象国又は同類似地域での業務経験	2.00	
ウ) 語学力	3.00	
エ) その他学位、資格等	2.00	
(4) 業務従事者の経験・能力：	()	
ア) 類似業務の経験		
イ) 対象国又は同類似地域での業務経験		
ウ) 語学力		
エ) その他学位、資格等		
(5) 業務従事者の経験・能力：	()	
ア) 類似業務の経験		
イ) 対象国又は同類似地域での業務経験		
ウ) 語学力		
エ) その他学位、資格等		
総合評点	[100.00]	

【第2 業務の目的・内容に関する事項】

1. プロジェクトの背景

ベトナムは、1990年代以降、平均で7%を超える急速な経済成長と都市化（現在の都市人口比率：25%）が起きており、その負の側面として深刻な環境問題が生じている。未処理の生活・産業排水流入による都市部の河川・運河の水質汚濁は著しく、早急な環境改善が求められている。ベトナムの都市部に住む人口の半数以上が4都市（ハノイ、ホーチミン、ハイフォン、ダナン）に居住しており、当該都市とその周辺部の環境汚染、特に水質汚染が深刻である。更なる経済成長、高い人口増加率と都市部への人口集中、周辺国と比べて進んでいない都市施設整備の整備状況を鑑みると、今後、環境問題がますます深刻化する懸念がある。

こうした状況下、ベトナム政府は近年、公共下水処理場等の環境汚染防止のための施設を急速に整備するなど、環境問題への取り組みを強化している。JICAとしても、円借款事業により、ハノイ水環境改善事業（第1期及び第2期）、ハノイ市エンサ下水道整備事業、ホーチミン市水環境改善事業（第1期及び第2期）、南部ビンズオン省水環境改善事業（フェーズ1、2）、フエ市水環境改善事業、ハイフォン都市環境改善事業、ハロン市水環境改善事業（E/S）、ビンフック省投資環境改善事業、及びハノイ市インフラ整備事業の計18件の下水道整備に係る円借款事業を実施中（または実施済）である。このように、下水処理場等の施設整備が大都市を中心に急速に進められており、今後は、中小都市への展開も予定されている。

このようにベトナム各地で公共下水処理場等の整備が進んでいる一方、下水道事業運営を適切に行う人材は限られている上、知識や技術が乏しいのが実情である。また、下水道事業を持続させるために必要な施設の維持管理、施設維持のための財政計画の立案、財政計画を踏まえた投資計画の策定、これらを実施するための組織・制度の構築など、下水道経営能力は限られている現状である。更には、今後の展開が予定されている中小都市においては、そもそも下水道の技術者が配置されておらず、下水道整備計画の策定等、下水道事業の実施能力に課題は少なくない。これらの課題を解決するために、ベトナムの下水道人材を育成する体制を構築すべく、ベトナム建設省（Ministry of Construction。以下、「MOC」という。）は日本政府に対し、本件の協力を要請した。

同要請を受けて JICA は本件を二段階方式（前半を「詳細計画策定フェーズ」、後半を「本格フェーズ」とする。）技術協力プロジェクトで実施することし、2015年10月に基本計画策定調査を実施し、2015年10月16日に同省と JICA は基本計画につき協議議事録（R/D）を締結した。また、約1年間の詳細計画策定フェーズの実施を踏まえ、2017年2月28日に R/D 変更の議事録（M/M）で本格フェーズの枠組みについて先方と合意し、2017年4月から本格フェーズを開始している。今回の公示の対象はこの本格フェーズ（2017年4月から2019年5月）を対象としている。

2. プロジェクトの概要

上記 R/D 及び変更 R/D にて先方政府と合意したプロジェクト概要は以下のとおりである。

なお、以下記載の活動項目のうち、本詳細計画策定調査フェーズにおいては、活動

1-1~1-3（下水道人材育成ニーズの明確化）、2-1, 2-2（下水道センター設立準備室の設置とセンターの機能、組織体制、ビジネスプラン（案）作成） 3-1, 3-2, 3-3（研修計画策定、研修教材作成、パイロット研修の開始） 4-1, 4-2（事業実施支援の中長期計画作成とパイロット事業の選定） 5-1（研究開発機能の中長期計画作成）を実施した。

（1）プロジェクト名

下水道計画・実施能力強化支援プロジェクト

（2）上位目標

ベトナムにおける下水道計画・実施能力が向上する。

（3）プロジェクト目標

下水道センターの設立計画が提案され、パイロット事業の実施結果を踏まえ精緻化される。

（4）期待される成果

1. ベトナムにおける包括的な下水道人材育成ニーズが明らかになる。
2. 下水道センターの組織体制（案）及びビジネスプラン（案）が作成される。
3. 基礎的なパイロット研修が実施される。
4. 下水道センターの事業実施支援機能が明確になる。
5. 下水道センターの研究開発機能が明確になる。

（5）活動項目（案）

【成果1に係る活動】

1-1 過去から現在までの下水道セクターに係る下水道整備事業等の報告書（他ドナーを含む）をレビューし、各事業ごとの下水道実施体制と下水道整備方針を整理し確認する。

1-2 下水道事業を実施中の事業実施機関（円借款事業を含む）・維持管理機関を訪問し、事業開始（計画）から維持管理にいたるまでの実施体制と実施上の課題を調査し、人材育成ニーズ、事業実施支援ニーズ、研究開発ニーズを明らかにする。

1-3 下水道事業の実施を予定している地方省を訪問し、下水道人材の現状を調査し、人材育成ニーズ、事業実施支援ニーズ、研究開発ニーズを明らかにする。

【成果2に係る活動】

2-1 活動1-1から1-3の結果を踏まえ、下水道センター設立準備室（プロジェクト・マネジメント・ユニット：PMU）（MOC、CUWC、上下水道協会等の関連大学・機関）の設置案の策定等、設置に必要な支援を行う。

2-2 活動1-1から1-3の結果を踏まえ、日本の下水道事業団や下水道協会の活動を参考に、下水道センターの機能、組織体制（案）、及び将来のビジネスプラン（案）を作成する。

2-3 上記の活動2-1から2-2を通じて得られた下水道センターの組織体制・ビジネスプランの制度化を支援する。

【成果3に係る活動】

3-1 活動1-1から1-3の結果から下水道計画・実施能力に係る人材育成ニーズを分析し、研修対象者を明らかにし、人材育成に効果的な研修計画（カリキュラム）を策定する。

3-2 研修に必要な教材を試行的にベトナム語で作成する。

3-3 基礎的なパイロット研修を開始する。

3-4 3-3の活動結果から受講者や派遣元の評価を実施し研修計画に反映させる。

3-5 研修に必要な施設、資機材の計画を作成する。

【成果4に係る活動】

4-1 下水道センターの事業実施支援（事業受託機能）に関し、事業実施支援ニーズ、現状と課題、実施体制につき調査・分析の上、中長期計画を作成する。

4-2 パイロット事業を選定する。

4-3 パイロット事業を実施する。

【成果5に係る活動】

5-1 研究開発機能に関し、研究開発ニーズ、現状課題、実施体制につき調査・分析の上、中長期計画を作成する。

5-2 研究開発チームの設置を支援する。

5-3 下水道計画・設計に係る指針／マニュアル案を段階的に作成する。

（6）対象地域

ベトナム全土

（7）関係官庁・機関

MOC、地方都市の職員、都市建設大学校（CUWC）及び水・環境訓練センター（CNEE）、上下水道協会

3. 業務の目的

本プロジェクトは、ベトナムの下水道に関する人材育成ニーズを明らかにして下水道センターの組織体制及びビジネスプランの案を作成し、パイロット研修実施、同センターの事業実施支援及び研究開発機能の明確化を通じて下水道センターの設立計画を策定し、もってベトナムの下水道計画・実施能力の向上に寄与するものである。

4. 業務の範囲

本業務は、当該プロジェクトに係る R/D に基づき実施される技術協力プロジェクトの枠内で、「3. 業務の目的」を達成するため、「5. 実施方針及び留意事項」を踏まえつつ、「6. 業務の内容」に示す事項の業務を行い、「7. 成果品等」に示す報告書等を作成するものである。

具体的には、ベトナムにおいて下水道に関する人材育成ニーズを明らかにし、下水道センターの組織体制（案）及びビジネスプラン（案）を作成し、研修・事業実施支援及び研究開発の各機能の明確化を行うことにより、下水道センターの設立計画を策定を図り、もってベトナムの下水道計画・実施能力の向上を目指すものである。

5. 実施方針及び留意事項

(1) 「ベトナム下水道センター (Vietnam Sewerage Center:VSC)」について

下水道センターは、「人材育成」「事業実施支援」「研究開発」の3機能から構成されることを想定している。

「人材育成」については、基本調査の結果、都市建設大学校 (CUCW) と連携することとなっており、レクチャー施設等は同校のものを活用する。講師陣についても、同大学校の講師が基本構成員となりつつも、建築大学や上下水道協会の講師も必要に応じて活用する。

「事業実施支援」は、日本下水道事業団の「受託事業」に類似した仕組みを想定しており、これによって、下水道技術者の数が限られているベトナム地方都市においても下水道を整備することが可能となることが期待されている。このような仕組みは、ベトナムの他セクターにおいても存在しないため、仕組み自体またその利点についてのベトナム側の理解を得るのに時間がかかる可能性があるが、本邦招聘などを活用した効果的な理解の促進方法を検討すること。

「研究開発」は、基準や指針・ガイドライン等の策定・発信を通じて地方各都市における下水道事業の円滑な実施を図り、また内外の下水道に係る技術等のベトナムへの適用を検討・促進する機能であり、制度設計においては、この点について留意すること。

(2) 段階的な計画策定及び事業実施、JICA との情報共有・連絡調整

本業務は、技術協力プロジェクトの段階的な計画策定及び事業実施 (二段階方式) のうち、本格フェーズの実施である。すでに詳細計画策定フェーズを終了しており、本体事業の全体スケジュールは以下のとおりである。

詳細計画策定フェーズ : 2016年2月~2017年1月

本格フェーズ : 2017年4月から2019年5月 (2年1か月間)

本業務の実施にあたっては、JICA 地球環境部、ベトナム事務所及び MOC に配属されている3名の長期専門家 (下水道政策アドバイザー兼チーフアドバイザー、サブチーフアドバイザー/ビジネスプラン策定、研修企画/業務調整) との密な情報共有及び連絡調整を行うこととし、特に事業内容を方向付ける協議に際しては、先方関係機関との協議に先立ち、長期専門家と共に JICA 関係部署による十分な検討と確認を経ることとする。

プロジェクトにおいて長期専門家とコンサルタント専門家は「5. (6) 事業実施体制」に記載のとおり、VSC の主な機能である「研修、事業実施支援、研究・開発」機能毎にジョイントワーキンググループ (JWG) をベトナム側カウンターパート (C/P) と形成し、共同活動を行うことを想定している。長期専門家は各 JWG の日本側リーダーとして全体を取りまとめると共に、各 JWG での活動の方向性を示し、ベトナム側との重要事項の合意形成、取り付けを行う。コンサルタント専門家は各長期専門家と方向性について協議し、建設的な提案を行うと共に調査・資料・報告書作成等、事業推進に必要な業務を担う。

なお、長期専門家3名の主な業務内容は以下のとおり。

1) 下水道政策アドバイザー兼チーフアドバイザー

本プロジェクト全体の指揮・統括者としてプロジェクト全体の指揮・調整・業務管理を行う。下水道政策アドバイザー業務と兼務する。

2) サブチーフアドバイザー/ビジネスプラン策定

チーフアドバイザーを補佐し、プロジェクトマネジメント及び C/P との折衝や調整を行う。

3) 研修企画/業務調整

チーフアドバイザーを補佐し、下水道研修企画担当専門家及び業務調整として、ベトナム下水道センターが実施するパイロット研修の企画及び実施を支援する。またプロジェクトの活動経費と関係機関との必要な連絡調整も行う。

(3) 総括及び団員の要件

本業務は、ベトナムにおける下水道事業の拡大に必要な人材育成を担う組織の立ち上げと持続性を確保することを目標としている。下水道に関する知識や経験等十分なバックグラウンドを有することに加えて、ベトナムのローカルリソースを活用・動員して、関係省庁と交渉・調整する能力が求められる。また VSC の財務持続性を確保するような活動についてチーフアドバイザーを含めた長期派遣専門家を支援しながら主体的に実施することが求められる。また、本プロジェクトは主にベトナム国の地方都市において下水道整備に係る計画とその実施（設計・建設・維持管理・管理運営）を行う職員の能力向上を目的としており、総括を含めた団員は日本における流域別下水道整備総合計画や公共下水道整備（計画・設計・建設・維持管理・管理運営）に係る経験・知見を本プロジェクトに活かしつつ、ベトナムの実状やニーズに合致したベトナムに適した持続可能なフレームを構築していくことが強く求められる。

なお、ベトナムにおける下水道分野が円借款を中心に支援してきていることから、ベトナムにおける円借款の業務経験がある人材が望ましい。

(4) VSC の持続性

VSC の組織としての財政面における持続性を担保するため、VSC の各事業を自立的に行える（自らの収入で組織を運営できる）財政モデルについて提案し、長期専門家と協議し、試行すること。自立的な運営を行うための手段は例として下水道研修受講料、ベトナム下水道情報提供サービス、事業実施支援事業コンサルテーション、受託事業による研究・開発等の収入が考えられるが、ベトナムの状況に合わせたビジネスのモデルを現地情報（CNEE や、Urban Technical Infrastructure Research and Technology Center 等における事業運営手法）等を活用して提案すること。また、VSC 事業持続性の観点から、VSC における人材確保・育成方法、施設・機材整備・管理方法、各事業の運営方法等に関しても、プロジェクト活動の中で検討し、ビジネスプランに反映させること。

(5) 過去の類似案件の知見・教訓を考慮した業務実施

本技術協力事業は、ベトナムの下水道に関する人材育成ニーズを明らかにして、下水道センターの組織体制及びビジネスプランを作成し、下水道計画・実施能力の向上を支援するものである。JICA はこれまで上下水道分野の類似案件を実施してきており、教訓が抽出されている。過去類似案件から得られた教訓の概要は以下のとおりである。

① 継続性・自立発展性の確保のための法的枠組みの確保

タイ下水道研修センター、タイ水道技術訓練センタープロジェクトやインドネシア水道環境衛生訓練センタープロジェクトでは、センター設立の根拠となる法制度が全くないところからスタートし、その存立が行政システムに明確に定められなかったこ

とから、プロジェクト終了後の事業の継続性・自立発展性が課題となった。本プロジェクトについて、下水道センター設置に必要な法的枠組みについては、詳細計画策定調査時にそのニーズと役割、機能、権限、組織体制、ビジネスプランを明確にした上で、その実現のために必要な法的枠組みを提案した。

② 効果的なアプローチのための既存の組織と施設の活用

ベトナム上水道技術訓練プロジェクトやエジプト水道技術訓練プロジェクトのように既存の組織と施設を活用し、その機能強化を図ることにより人材育成を促進するプロジェクトは、自立発展性を促す効果的なアプローチであることから、本プロジェクトについても CUWC の施設と人材を活用するべく、これらの教訓を参考にする。さらに、CNEE へのヒアリングや収集した資料等に基づいた情報の整理・分析・考察等を行ったうえで、組織内容を明らかにし、VSC がどのように参考とすべきか検討を行う。

③ 全国下水道事業の現状の詳細な把握に基づくプロジェクト計画

タイ水道技術訓練センターやカンボジア水道事業人材育成プロジェクトでは、専門家が C/P と地方水道事業体を全て訪問し、詳細な実態調査を行い、人材育成計画案を纏めたことで研修ニーズと関心事項に対応した支援内容の提言を行った。本技プロにおいても詳細計画策定調査で、地方下水道事業体の詳細な実態調査を行い、ベトナム国内で実施されている下水道事業の実施体制や実施方針等を包括的に理解した上で人材育成ニーズを把握し、プロジェクト計画に反映しており、本調査においてはこれらの内容を確認するとともに、必要に応じて補完調査等を実施する。

④ 研修実施前の現状・ニーズ・必要性の把握と研修評価結果のフィードバック

ベトナム上水道技術訓練プログラムでは、研修生と派遣元にアンケートを実施し、それら意見を研修改善へ反映させていた。本プロジェクトでも研修後には関係者による評価を実施し、それを新たな研修計画にフィードバックするシステムを定着させる。また、研修実施前においても、研修で対象とする機関や組織を明らかとし、これら組織の現状やニーズ、研修の必要性を把握し、これらに基づいたカリキュラムを策定していくシステムを定着させる。(PDCA サイクルの定着)

(6) 事業実施体制

本プロジェクトでは、MOC を主な C/P 機関とし、その他関連部局、関連機関、関連自治体によって構成するプロジェクト・マネジメント・ユニット (PMU) が任命されており、2017年2月の詳細計画策定調査時に機能毎にジョイントワーキンググループ (JWG) を形成することを合意し、共同体制でプロジェクトを実施することをベトナム側と合意している。本調査の実施に当たっては、この内容を確認するとともに、本プロジェクト終了後もベトナム側で持続可能な形で VSC が運営できることを念頭においた事業実施体制を構築すること。

(7) 2年目の見直しの可能性

本プロジェクトでは相手側の主体性 (オーナーシップ) を確保しながら進めることが VSC の組織の持続性確保の面で重要であり、この観点から、特に、VSC 各機能に対して主体的・積極的に対応できる C/P の配置を求めている。本格フェーズ開始後、相手側の主体性が発揮できるようなプロジェクト運営を行うこととし、本業務開始1年後

にプロジェクト内容を見極めた上で、2年目のプロジェクト内容について決定を行う。ベトナム側に本プロジェクト後の持続可能性を見据えたオーナーシップに関する認識が不足している、あるいは確認できないようであれば、2年目のプロジェクト内容の見直し（投入の大幅縮減）、もしくはプロジェクト期間の短縮の可能性もあることに留意する。

（8）現地再委託の活用

下水道パイロット研修のテキスト作成及び研修実施、事業実施支援のパイロット事業、及び研究開発機能の全国下水道基礎情報収集及び指針策定に際しては、これら事項に関するベトナムの現状を把握していると考えられるローカルコンサルタントを活用することがより効率的と考えられるため、各事項の検討に当たっては、現地再委託による業務の実施を検討すること。

なお、ローカルコンサルタントは MOC 傘下の Vietnam Water, Sanitation and Environment Joint Stock Company (VIWASE) がベトナムの上下水道分野での長年の実績があるため、候補とすることが望まれる。これら以外の活動で現地再委託の可能性のある業務はプロポーザルで提案するとともに、必要な経費を別見積もりに含めること。

（9）協議資料にかかる越語版（仮訳）の準備について

ベトナム側関係者と協議を行う資料については、英語版とあわせて越語版（仮訳）を作成して協議を行うこと。当該仮訳業務に想定される経費は、本見積もりに含めること。

（10）事業の柔軟性の確保

本コンサルタントは、本業務を通じて下水道センターの設立と実施に必要な C/P 機関及びステークホルダーの能力向上（キャパシティ・ディベロップメント：CD）の支援を行う。CD とは、「個人、組織、制度や社会が、個別にあるいは集合的にその役割を果たすことを通じて、問題を解決し、また目標を設定してそれを達成していく“能力”（問題対処能力）の発展プロセス」である。CD を目的とする技術協力プロジェクトでは、C/P のパフォーマンスやプロジェクトを取り巻く環境の変化によって、プロジェクトの活動を柔軟に変更していくことが必要となる。この趣旨を踏まえ、コンサルタントは、プロジェクト全体の進捗、成果の発現状況を把握し、必要に応じプロジェクトの方向性について、適宜 JICA に提言を行うことが求められる。JICA は、これら提言について、遅滞なく検討し、必要な処置（先方 C/P との合意文書の変更、契約の変更等）を取ることとする。本調査においては、VSC における研修企画・実施機能、事業支援機能、研究開発機能に関する能力向上が主要な対象となる。

（11）特にプロポーザルにて提案を求める事項

プロポーザルの作成に当たっては、特に以下の事項について、コンサルタントの知見と経験に基づき、可能な範囲で具体的な提案を行うこと。

- a) 本事業において特に留意すべきベトナムの下水道関連政策と、当該政策をふまえた事業実施方針
- b) ベトナム国内もしくは他国における下水道分野の人材育成事業や動向から得られる知見の活用

- c) ベトナム国内もしくは他国における下水道分野の円借款事業の経験から得られる知見
- d) ベトナム国における上下水道以外の分野における人材育成センター等の組織立ち上げやその後のパフォーマンス・持続可能性についての知見
- e) ベトナム国内における他ドナーによる上下水道事業
- f) パイロット研修講師も含め、プロジェクトにおけるベトナム側人材・日本の自治体職員等の専門家の活用（ベトナム側と日本側の役割分担と事業実施方法）
- g) VSC の財務面の持続性確保のための財政モデルに関する提案
- i) 現地コンサルタント等の活用

(12) パイロット研修の実施方針

成果3「基礎的なパイロット研修が実施される。」は本事業で実施予定である。なお、下水道人材育成ニーズ把握の一環として、詳細計画策定フェーズにおいても予備的なパイロット研修を2回実施しており、その結果として、プロジェクト本体事業で実施するパイロット研修計画として①下水道計画 ②管路設計 ③処理場設計 ④新技術（推進工法を想定）を検討することが提案されている。本プロジェクトでは、これらの内容を確認するとともに、後述する本業務の内容に関する検討を行った上で、パイロット研修を実施すること。

(13) プロジェクト・デザイン・マトリックス (PDM) 及び活動計画 (PO) を基本とした共同運営

プロジェクトの運営に際しては、PDM 及び PO に沿ったベトナム側との共同作業を基本とする。また既存の PO 案を参考に具体的な活動スケジュールについて先方関係機関と協議を行うこと。

外部条件の変化等によって PDM・PO 見直しの必要が生じた際は、速やかに JICA に連絡すること。PDM・PO の変更は、JICA とベトナム建設省の協議 (JCC) に基づいて行う。コンサルタントは JICA が指示する資料やデータの提供等、PDM・PO の改訂作業に協力すること。

(13) モニタリングシートの作成及びモニタリング調査への協力

所定のモニタリングシート様式を用いて、派遣前の事前打合せにてモニタリングシート Ver.1 (案) を JICA と確認し、その後、案件開始時に C/P 機関と協議を行い、モニタリングシート Ver.1 を合意すること。

案件開始後は、6~12 ヶ月に1回の定期的なモニタリング (PDM 達成状況、PO 進捗、実施上の課題の確認) を行い、JICA ベトナム事務所にモニタリングシート更新版を提出すること。モニタリングシートに定められる項目には、活動報告のみならず、成果発現状況 (上位目標への達成見込み含む)、解決すべき実施上の課題・懸案事項およびプロジェクトの進捗及び成果に正または負の影響を及ぼす外部要素を含むこと。

なおモニタリングシートは、JCC 等先方実施機関と定期の協議に活用する基本文書とする。これにより JCC をかかる定期報告のタイミングと併せて実施することで、事業進捗に合わせ成果の発現状況確認及び懸案事項の解決に向けた実質的な協議の機会とする。プロジェクトの基本計画に関する事項の変更を要する場合は、R/D の変更を要するため、検討経過と共にモニタリングシートを JICA ベトナム事務所に提出し、JICA ベトナム事務所と協議を行うこと。

また、コンサルタントは、JICA が運営指導調査やレビュー等の調査団派遣を行う場合には、JICA が指示する資料について具体的データを用いて整理し提出し、これら調査やレビューの実施に協力すること。評価レビューは、5. (7) に記載のとおり、本格フェーズ開始後 1 年後を想定しており、2 年目の詳細計画の検討や見直しを行う調査である。

(14) 広報活動

業務実施にあたっては、本協力の意義、活動内容とその成果をベトナム側及び我が国両国の政策決定者、有識者、及び国民各層に正しく理解してもらえるよう、様々な対象者層に応じた適切な広報活動（案）をプロポーザルにて提案すること。活動成果をタイムリーに分かりやすく情報発信するため、各種媒体を活用した一般向け広報活動を積極的に推進することが必要である。

6. 業務の内容

コンサルタントは、以下に示す想定される活動内容を勘案し、本業務を効果的かつ効率的に実施する方法及び R/D に添付されている Plan of Operation (PO) に基づき、具体的な作業工程をプロポーザルにて提案すること。

なお、本格フェーズは 1 年目及び 2 年目で想定される 3 つの機能に関する具体的な業務は以下のとおりであるが、コンサルタントの知見と経験に基づき、より効果的効率的な提案を行うことも奨励する。

また、全体と通じて、詳細計画策定フェーズで策定したビジネスプランをレビューした上で、「5. (4) VSC の持続性」で言及した本事業のプロジェクト活動を通じて検証された VSC の持続性に資する活動や財政モデルをビジネスプランに反映する。

【1 年目】

(1) 研修機能：コース設定・カリキュラム見直し、講師選定、テキスト作成、パイロット研修の実施（下水道計画、管路設計、新技術）及び処理場設計／維持管理（処理場・管路施設）コースの検討

(2) 事業実施支援：ナムディン市を想定したセクターマスタープランの策定支援

(3) 研究開発：下水道計画・設計指針策定の合意、地方下水道情報収集、指針策定

【2 年目】

(1) 研修機能：パイロット研修の実施（下水道計画、管路設計、処理場設計、新技術）及び維持管理コースの実施（1 年目の結果を踏まえ実施の可否を検討）

(2) 事業実施支援：2 都市目のパイロット支援の実施及び事業実施支援のビジネスモデルの検討

(3) 研究開発：将来の研究開発計画の検討

また VSC の機能毎における業務内容は以下のとおり。

(1) 研修機能

1) 研修コース設定およびカリキュラムの見直し

現ビジネスプランに記載されている 5 コースの講義内容に関し、2016 年度に実施した 2 回のパイロット研修、JICA 集団研修、日本下水道事業団の関連研修テキスト等（下

記 注参照)を比較し、ベトナム建設省や地方政府・PMU、及び研修の対象となると想定される組織や機関の意見を聴取したうえで、ベトナムの現状・実情に即したコース内容(各コースにおける主な対象機関、対象者、カリキュラム、テキスト、講師等)に改定する。改定後のコース数は、①下水道計画 ②管路設計 ③処理場設計 ④新技術(推進工法を想定)を想定している。特に①下水道計画については、ベトナムでの下水道事業の大部分が円借款等の海外ドナー資金で実施されており、事業実施において必須である事業申請書やFS等の計画書作成を主体的に管理できる能力の獲得を目指す。また、その他のコースについても円借款等の下水道事業の円滑な実施に寄与する内容とすること。

また、処理場設計・下水道維持管理分野(管路施設・処理場施設)については、CNEEの事例を参考にしながらニーズ調査・現状把握調査を実施し、コース立ち上げの必要性、及びコース立ち上げの必要性が認められる場合には、他コースと同様、ベトナムの現状・実情に即したコース内容(各コースにおける主な対象機関、対象者、カリキュラム、テキスト、講師等)について検討する。なお、これらのコースに関連する水質測定機器に関し、同様にその必要性を検討し、必要性・有効性が認められる場合には、関連するコースと水質測定機器、これらを行うことにより得られる相乗効果等を本プロジェクトにおいて、提案すること。

注) これら以外に参考となる資料としては、①GIZにより実施された維持管理に関するToT研修、②ハイフォン(北九州市による実施、以下同様)・ハノイ(横浜市)・HCMC(横浜市)等で実施されたJICA草の根事業において作成された各種指針・ガイドライン、③CNEEで実施されている下水道研修等がある。

コース設定およびカリキュラムの見直しにあたっては、既にJICAの下水道整備事業実施経験のある都市のPMUや担当したコンサルタント等からの意見徴収を行うものとし、これらの意見徴収した結果をとりまとめ、コース設定、カリキュラム見直しに反映すること。

また、コース設定およびカリキュラムの見直しに関連して、現在、CNEEにおいて実施されているカリキュラム策定手法の把握を行い、現状のCNEEの策定手法に関する知見や情報を取りまとめ、VSCへの適用性について考察し、コース設定およびカリキュラムの見直し・策定手法に反映すること。

④新技術(推進工法を想定)の実施に当たっては過去数回にわたり国土交通省がベトナムを対象とした本邦招聘研修を実施していることから、そのカリキュラムを参照するものとする。

2) 研修講師の選定

1) で設定したコース設定・カリキュラムに応じて、CUWC/CNEEやGIZのToT研修受講者、その他適切なベトナム人講師を選定する。

3) 研修テキストの作成

2) で選定した研修講師等と日本人専門家、コンサルタントが協働し、また必要に応じて日本から専門家(日本下水道事業団(JS)や地方公共団体、コンサルタント等

の専門家を想定)を派遣し、ベトナムの実情を踏まえた研修テキストを作成する。また、作成過程において必要な技術移転を行い CUWC/CNEE の C/P と協働しベトナム人講師を育成しその能力の向上を目指すこと。

テキストの作成に当たっては、ベトナム側と日本側の役割分担とテキスト作成方法に留意し、本プロジェクト終了後も、継続して自らテキストの作成・更新等が行うことができるような体制とスキルを構築することを念頭においてプロジェクトを実施すること。

4) 研修の実施

3) で作成したテキストを活用し、研修①下水道計画 ②管路設計 ③処理場設計 ④新技術(推進工法を想定)を実施する。2017年度は下半期に①②④の実施、2018年度は①～④の合計7回の実施を想定しているが、実施する研修については、講師の選定状況やテキストの作成状況を踏まえ柔軟に見直すものとする。

研修場所は CUWC を原則とするが、2年間の間に中部(フエを想定)、南部(ホーチミンを想定)でも開催する。なお、研修の実施に当たっては、ベトナム側がプロジェクト終了後も、継続して自ら研修(コース・カリキュラムの設定、テキストの作成・更新(前述)、講師の手配等)が行うことができるような体制を構築することを念頭においてプロジェクトを実施すること。

また、研修の実施に当たっては、コース実施・運営以外の業務(研修の年次計画や長期計画、実施コースの設定、講師の手配等)、及び関連機関へのコースのアナウンス・周知、研修参加者受付、研修後のネットワークの形成、庁舎管理、経理等の業務が必要であり、こういった業務内容をどのように VSC 内で、本プロジェクト終了後も持続可能な形で実施していくかといった検討を行うとともに、これらが可能となるようなプロジェクト運営を行うこと。これらに関しては、CNEE の現在の業務手法を参考とすること。

5) 研修機能の制度化の検討

VSC 研修の持続可能性を担保するために、VSC 研修の制度化(事業実施時の発注者、受注者への資格要件化など)について検討し、MOC への提案内容をとりまとめる。

6) 下水道研修施設/機材の検討

計画段階から CUWC/CNEE の C/P へ技術移転を図るための研修ツールとして活用し、受講者が下水道施設の理解を深め、見て触れて体で感じられる体験型研修施設/機材となるような施設整備の可能性について検討を行う。

(2) 事業実施支援

以下の内容について VSC の組織を通じてパイロット事業を実施し、その体制を構築するよう支援を行う。

1) パイロット支援対象都市(ナムディン市を想定)の状況調査

詳細計画策定フェーズで情報収集したナムディン市の都市マスタープランや整備済みの Worldbank の排水事業の成果を検証する。

VSC の C/P や長期専門家と共同でナムディン市の現地調査を実施し、将来円借款事業が実施されることを想定してセクターマスタープランとして調査すべき内容を取りまとめる。また、本作業を通じて得た知見を研修事業や、後述するマニュアルや指針作成に役立てることとする。

2) パイロット支援の実施内容の確定

ナムディン省／市関係者との協議を踏まえ、パイロット支援として実施する内容及びその成果、スケジュール等に関し、先方側と合意する。

3) パイロット支援の実施（1都市目）

必要な調査を実施し、セクターマスタープランの素案をとりまとめる。なお、セクターマスタープランには、ナムディン市が優先的に着手すべき事業内容についても併せて概略検討を行うものとする。

ナムディン市や MOC と協力し、セクターマスタープランの早期策定を支援する。

4) 事業支援ニーズの精査

昨年度のニーズ調査の結果を精査の上、必要に応じ補足調査を実施し、次の事業実施支援対象候補都市を複数都市選定する。選定にあたっては、地域バランスを考慮するとともに、既に ADB など海外ドナーの支援が決定しており、FS や設計などへの着手が予定されている都市を優先するものとする。

5) パイロット支援の実施（2都市目）

2都市目の選定についてベトナム側と合意し、必要な調査を実施し、対象都市におけるセクターマスタープランの素案を取りまとめる。セクターマスタープランは、対象都市が優先的に着手すべき事業内容についても併せて概略検討を行うものとする。

6) 事業実施支援のビジネスモデルの検討

1)～5)の内容を踏まえ、今後、事業実施支援機能を継続していくために必要なビジネスモデル（費用の徴収方法など）を検討する。

7) 本活動で得られた成果や知見は、研修機能におけるテキスト作成やコース設定等に反映すること。

(3) 研究開発

1) 下水道計画・設計指針作成に関するMOCとの合意形成の支援

ベトナムにおける各種指針等の整備状況や実際の計画・設計手法施工管理手法・維持管理手法等に関する現状調査を実施し、結果をとりまとめること。

上記で得られたベトナムの現状把握に基づいて、ベトナムにおいて利用可能な知見や日本の下水道計画・設計指針等をたたき台とし、ベトナムで過去に実施されてきた円借款事業における協力準備調査や詳細設計等の成果のレビューを踏まえ、ベトナムにおける同指針の構成（案）を作成したうえで、その作成について長期専門家がベトナム建設省と合意することを支援する。また、その他の指針の整備に関してもベトナム建設省と協議を行い、今後の整備方針や整備手法に関して検討を行った上で、とりま

とめること。

作成に当たっては、日本側とベトナム側の役割について検討を行い、プロジェクト終了後も、ベトナム側が主体的に指針の改定や策定等が行えるような体制を構築して、プロジェクトを実施すること。

2) 指針作成のための情報収集

指針作成のために必要な情報や、VSC の各業務実施（研修実施、業務支援、研究開発）のために必要な情報を収集するため、地方の下水道に関する基礎情報を整備する。整備にあたっては、既存の基礎情報（Worldbank の支援により整備されたもの。<http://www.vnwd.vn/index.aspx>）の内容を精査し、情報収集する項目を再整理の上、調査対象（（地方省建設局及び下水・排水関連公社を想定）に対するアンケート調査項目を選定する。

3) 指針の作成

1)、2)を踏まえ、指針（案）を作成する。同指針については、地方各都市における下水道事業が円滑に計画され実施されるため、事業手続きも含めた実践的な内容とすることを目的とし①計画編、②管路設計、③処理場設計の3部構成を検討しており、①から着手し、②までを本業務内に終了させることを想定しているが、最終的にはベトナム建設省と協議の上決定するものとする。

また指針の作成にあたり、学識者や関係機関、下水道整備済み都市の行政職員等からなる委員会を組織し、その意見を複数回（各部に関し、2回程度を想定）聴取するものとする。

4) 将来の研究開発項目に関する調査

技プロ終了後を見据え、VSC が将来実施すべき研究開発事項のニーズについて調査し、リストアップする。また研究開発実施のための財源・人材確保／育成方法等に関しても検討する。

(4) プロジェクト全体に係る業務内容

1) コンサルタント等契約における本邦研修実施

本プロジェクトでは、ベトナムにおける下水道計画・実施能力（設計・建設・維持管理・管理運営）向上への寄与が期待される我が国の経験、知見、優位性等を活用する予定であり、その一環として受注者が本研修業務を包括して実施することを予定している。

C/P 及び PMU の実務者レベルを対象に、協力期間中に1回10名程度、対象者に応じて約1~2週間程度の本邦研修を行い、本プロジェクトの成果達成や活動実施に資するように活用すること。また、本プロジェクトにおける現地研修、セミナー、ワークショップや、関連する JICA 研修事業との相乗効果発現を計画する。本邦研修では、特に日本下水道事業団及び地方自治体下水道部局による講義や視察を中心とし、それら取り組みを優先的に本邦研修の対象テーマとする。限られた本邦リソースの中から適切な研修内容や受入機関を吟味する必要があるため、研修の企画・準備に際しては早期の段階より JICA、外部有識者、想定される受入機関等との意見交換・協議を十分に行い、得られたコメントを反映することとする。

コンサルタントが担当する業務は以下のとおり。

- ・ 本邦研修内容（案）の策定：研修の目的、意義、具体的な達成目標など
- ・ 本邦研修受入先の選定、内諾の取付、及び日程調整
- ・ 正式要請書・研修員アプリケーションフォームの取付支援
- ・ 先方実施機関による研修員の人選の側面支援
- ・ 教材の作成（翻訳、著作権の確認も含む）
- ・ 研修場所及び必要資機材の手配
- ・ 講義・実習・見学の実施、及び必要に応じて研修への同行
- ・ 帰国研修員の研修成果の本プロジェクトへの活用促進

なお、当該業務にかかる経費に関しては「コンサルタント等業務における研修員受入事業実施ガイドライン」に従うこと。

(http://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/ku57pq00000pwqg3-att/tra_201204_guide.pdf)

7. 成果品等

(1) 報告書等

業務の各段階において作成・提出する報告書等は以下のとおり。

No.	レポート名	提出時期	部 数
1	業務計画書	契約締結日から起算して10営業日以内 2017年6月	和文：5部
2	インセプション・レポート	2017年7月	越文：10部 英文：12部 和文：3部 電子データ
3	業務進捗報告書	2017年4月	越文：10部 英文：12部 和文：3部 電子データ
4	業務完了報告書	2019年5月	越文：10部 英文：12部 和文：3部 CD-R：3枚

業務完了報告書については製本することとし、その他の報告書等は簡易製本とする。報告書等の印刷、電子化（CD-R）の仕様については、「コンサルタント等契約における報告書の印刷・電子媒体に関するガイドライン」を参照する。

報告書全体を通じて、固有名詞、用語、単位、記号等の統一性と整合性を確保すること。また、英文報告書の作成に当たっては、その表現振りに十分注意を払い、国際的に通用する英文により作成すること。

各報告書の記載項目（案）は以下のとおりとする。最終的な記載項目の確定に当た

っては、JICA とコンサルタントで協議、確認する。

ア) インセプション・レポート

コンサルタントは、既存資料（ビジネスプラン、詳細計画策定調査報告書等）を整理分析し、インセプション・レポート（案）を作成し、現地作業開始時に先方政府への説明および内容に関する協議を行う。また、この協議結果を踏まえインセプション・レポートを最終化し、その内容について JICA の承認を得ることとする。記載内容は最低限以下の項目を含むものとする。

- a) プロジェクトの概要（背景・経緯・目的）
- b) プロジェクト実施の基本方針
- c) プロジェクト実施の具体的方法
- d) プロジェクト実施体制
- e) P D M（指標の見直し及びベースライン設定）
- f) 業務フローチャート
- g) 要員計画
- h) 先方実施機関便宜供与負担事項
- i) その他必要事項

イ) プロジェクト業務進捗報告書

コンサルタントは、概ね 1 年毎を目安に「7. 成果品等(1) 報告書等」に示すとおりプロジェクト業務進捗報告書を作成し、先方政府ならびに JCC への説明および内容に関する協議を行う。また、この協議結果を踏まえプロジェクト業務進捗報告書を修正し、JICA 及び先方関係機関に提出することとする。記載内容は最低限以下の項目を含むものとする。

プロジェクトの概要（背景・経緯・目的）

活動内容（業務フローチャートに沿って記述）

プロジェクト実施運営上の課題・工夫・教訓（業務実施方法、運営体制等）

次期活動計画（進捗報告書のみ）

添付資料

- a) P D M（最新版、変遷経緯）
- b) 業務フローチャート
- c) 詳細活動計画
- d) 専門家派遣実績（要員計画）（最新版）
- e) 研修員受入れ実績
- f) 供与機材・携行機材実績（引渡リスト含む）
- g) JCC 議事録等
- h) その他活動実績
- i) 収集・分析・技術検討・発表データ及び情報一式（CD-R 格納、紙媒体提出不要）

ウ) プロジェクト業務完了報告書

コンサルタントは、プロジェクト終了までにプロジェクト業務完了報告書（契約上の業務内容のみならず JICA が直営派遣する専門家・調査団等を含めたプロジェクト全体の活動内容）を作成し、先方政府ならびに JCC への説明および内容に関する協議を行

う。また、この協議結果を踏まえプロジェクト業務完了報告書を修正のうえ、JICA が開催する会議でプロジェクト業務完了報告書に基づく最終報告を実施し、その内容について JICA の合意を得ることとする。なお、プロジェクト業務完了報告書には最低限以下の項目を含めることとする。

- a) プロジェクトの成果一覧
- b) 活動実施スケジュール（実績）：業務フローチャートに沿って記述
- c) 投入実績
- d) 専門家派遣実績（氏名、指導分野、派遣期間、業務概要等）
- e) 研修員受入実績（研修員氏名、研修分野、研修期間、研修先、研修概要等）
- f) 供与機材実績（リスト、機材到着日・検収確認日、設置場所、利用・管理状況等）
- g) 現地業務費実績（年度毎の金額実績、再委託業務の成果等）
- h) プロジェクト実施運営上の工夫、教訓
- i) PDM の変遷（PDM を改訂した経緯がある場合）
- j) JCC 開催記録（議事録、参加者リスト等）
- k) プロジェクト目標の達成度（終了時評価結果の概要等）
- l) 上位目標の達成に向けての提言
- m) 収集・分析・技術検討・発表データ及び情報一式（CD-R 格納、紙媒体提出不要）

（２）コンサルタント業務従事月報

コンサルタントは、国内・海外における業務従事期間中の業務に関し、以下の内容を含む月次の業務報告を作成し、共通仕様書第 7 条に規定されているコンサルタント業務従事月報に添付して、JICA に提出する。なお、先方と文書にて合意したものについても、適宜添付の上、JICA に報告するものとする。

- ア 今月の進捗、来月の計画、当面の課題
- イ 活動に関する写真
- ウ 業務フローチャート

【第3 業務実施上の条件】

1. 業務工程計画

本件に係る業務行程は、2017年6月に開始し、2019年5月の終了を目途とする。

2. 業務量目途と業務従事者の構成（案）

(1) 業務量の目途

約58M/M

(2) 業務従事者の構成（案）

本業務には、以下に示す分野を担当する専門家の配置を想定するが、コンサルタントは業務内容を考慮の上、適切な専門家の配置をプロポーザルにて提案することとする。

総括/下水道事業計画（2号）

下水道事業計画/ローカルリソース活用（2号）

下水道研修計画/業務調整（3号）

下水道事業実施支援

下水道研究/開発

財政メカニズム構築

下水道研修講師

3. 配布資料／貸与資料

(1) 配布資料

ア) 先方要請書

イ) R/D、及びR/D変更M/M

ウ) 詳細計画策定フェーズ業務完了報告書

4. 現地再委託

本業務において、既存政策・事業のレビュー、ステークホルダー向けワークショップ・セミナーなど、現地再委託することにより業務の効率、精度、質等が向上すると考えられる場合、当該業務について経験・知見を豊富に有する機関・コンサルタント・NGOに再委託して実施することを認める場合がある。現地再委託にて実施することが望ましいと考える業務がある場合、理由を付してプロポーザルにて提案すること。

5. 安全管理

現地作業期間中は安全管理に十分留意する。当地の治安状況については、JICA ベトナム事務所において十分な情報収集を行うとともに、現地作業時の安全確保のための関係諸機関に対する協力依頼および調整作業を十分に行う。また、同事務所と常時連絡が取れる体制とし、当地の治安状況、移動手段等について同事務所と緊密に連絡をとるよう留意する。

6. その他留意事項

(1) 複数年度契約

本業務においては、年度を跨る契約（複数年度契約）を締結することとし、年度を跨る現地作業及び国内作業を継続して実施することができる。経費の支出についても年度末に切れ目なく行えることとし、会計年度ごとの精算は必要ない。

(2) 不正腐敗の防止

本調査の実施にあたっては、「JICA 不正腐敗防止ガイダンス（2014年10月）」の趣旨を念頭に業務を行うこと。なお、疑義事項が生じた場合は、不正腐敗情報相談窓口または JICA 担当者に速やかに相談するものとする。

(3) 下水道関連図書 の 整備

本業務、特にパイロット研修の実施に必要なと思われる映像資料を含む参考図書 の 整備を以下の日本下水道協会のサイト (<http://www.jswa.jp/book-application/list>) を参照して提案し、積算に含めること。

(4) ローカルアシスタントの常駐

プロジェクト事務所に常駐し、関連機関や関係者との連絡調整、事務処理、通訳等プロジェクトの運営補佐に必要な優れた人員を確保すること。

(5) プロジェクト車両手配

VSC と CUWC/CNEE 間、地方都市調査等の移動等に必要な交通手段を確保しコンサルタント団員や専門家、C/P に係るプロジェクト活動が遅滞無く円滑に実施できるよう必要な車両の手配を提案し、積算に含めること。

(6) 備品の整備

プロジェクト活動に伴い必要となる環境整備を行うための備品等を提案し、積算に含めること。

(例) PC (アシスタント用)、プロジェクター、カラーコピー機、ワイヤレスマイクスピーカー、ホワイトボード、PR用品、研修参加促進用品、ロゴ、サインボード等

(7) 安全管理

現地業務に先立ち外務省「たびレジ」に渡航予定の業務従事者全員を登録する。現地作業期間中は安全管理に十分留意する。現地の治安状況については、JICA ベトナム事務所、在ベトナム日本大使館において十分な情報収集を行うとともに、現地作業時の安全確保のための関係諸機関に対する協力依頼および調整作業を十分に行う。また、同事務所と常時連絡がとれる体制とし、現地の治安状況、移動手段について同事務所と緊密に連絡をとり、安全対策について了解を取るよう留意する。また、現地作業中における安全管理体制をプロポーザルに記載する。

以上